

# 小児医療費助成事業制度の改正（案）について

## 1 目的

逗子市では、小児に係る医療費の保護者の経済的負担を減らし、また、小児の健康の増進を図り、健全な育成を支援することを目的として、小児医療費助成事業を実施し、入院や通院時の医療費を助成しています。

現在、0歳から15歳（中学3年生まで：一部所得制限あり）までの小児を対象としておりますが、この度、子育て支援の更なる充実を図るため、対象年齢及び所得制限について見直しを図ります。

（現行制度の詳細については、3ページ（参考資料）をご覧ください。）

## 2 制度の改正内容

対象年齢	0歳	1歳～15歳 (中学3年生まで)	16歳～18歳 (高校生相当)
現行	助成あり (所得制限なし)	助成あり (所得制限あり)	助成なし
改正後	助成あり（所得制限なし） ※15歳（中学3年生）までの すべての児童の医療費を助成します。		助成あり（所得制限あり） ※所得制限内であれば、 医療費の助成対象となります。

(1) 1～15歳に対する所得制限を撤廃します。

(2) 新たに16～18歳（高校生相当）を助成対象とします。ただし、所得制限を設けます。なお、婚姻や就職して保護者の扶養から外れた場合は助成対象外とします。

所得制限例（現行の基準と同額となります。）

扶養親族等の数 0人の場合…532万円

1人の場合…570万円

2人の場合…608万円

3人の場合…646万円

扶養親族等の数が1人増すごとに、38万円が加算されます。

※所得制限は、保護者の所得を比較して高い方の所得で審査します。

### 3 対象者数と助成額試算

	対象者数	助成額
現行	<b>4,545 人</b> 0歳（所得制限なし）及び 1歳～15歳（所得制限あり） ＊令和4年3月31日現在 小児医療証交付者数	<b>1億 2,821 万3千円</b> （令和4年度予算額） 1人当たり年間平均医療費 約2万8千円
改正後	<b>8,187 人</b> <内訳> 7,260 人 対象年齢人口 <sup>1</sup> 0～15歳（所得制限なし） 927 人 推計値 <sup>2</sup> 16～18歳（所得制限あり）	<b>2億 1,903 万9千円</b> （推計値） 7,260人×2万8千円（年間平均医療費） =2億328万円 927人×1万7千円（厚生労働省年代一人当たり医療費単価） =1,575万9千円

#### 4 施行予定期日

令和5年4月1日

同日の診療分より対象とします。

#### 5 その他

改正後においても、他の公費負担制度や付加給付等の医療費給付制度が優先とします。

<sup>1</sup> 住民基本台帳（令和4年6月末日時点）による

<sup>2</sup> 現行交付者数の比率による

## (参考資料) 現行の小児医療費助成事業について

### 小児医療費助成とは

保険診療の自己負担分を助成する制度です。助成を受けるためには、申請が必要です。医療費の助成は中学校卒業まで（15歳に達した日以降の最初の3月31日まで）です。※0歳児を除き、所得制限があります。

ただし、他の公費負担制度、高額療養費や育成医療、健康保険組合からの付加給付等の医療費給付制度が優先となります。これらの制度の適用後、保険診療についての残額が、この小児医療費助成制度の給付対象となります。入院・通院ともに助成対象です。

### 所得制限について

0歳児を除き、所得制限があります。主たる生計者の扶養人数に応じて、金額は異なります。

例) 扶養親族等の数	0人の場合…532万円
	1人の場合…570万円
	2人の場合…608万円
	3人の場合…646万円

扶養親族等の数が1人増すごとに、38万円が加算されます。

### 所得の審査年度

所得確認の年度は、毎年7月1日で切り替わります。

医療証交付の所得審査は、お子さんの誕生日を基準日としています。

お子さんの誕生日が7月～12月	基準日の前年中の所得
お子さんの誕生日が1月～6月	基準日の前々年中の所得

- 小児医療費助成事業についての詳細は、  
右のQRコード（市HP）よりご覧ください。

